第７４号議案

　　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和７年６月２６日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

　職員の育児休業等に関する条例（平成４年品川区条例第６号）の一部を次のように改正する。

　第１条中「第１９条第１項および第２項」を「第１９条第１項から第３項までおよび第５項」に改める。

　第１４条第２号中「および勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

　第１５条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項中「部分休業の承認は、正規の勤務時間（前条第２号の規則で定める非常勤職員のうち地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員にあっては当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始めまたは終わりにおいて」を「育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第２項中「勤務時間条例第１６条の３第１項、幼稚園教育職員勤務時間条例第１８条の３第１項もしくは学校教育職員勤務時間条例第１７条の３第１項」を「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成１０年品川区規則第１４号。以下「勤務時間規則」という。）第２５条の３第４項、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成１２年品川区教育委員会規則第４号。以下「幼稚園教育職員勤務時間規則」という。）第３０条の３第４項もしくは学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成２１年品川区教育委員会規則第４号。以下「学校教育職員勤務時間規則」という。）第３３条の３第４項」に、「子育て部分休暇」を「第１号子育て部分休暇」に、「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同項に後段として次のように加える。

なお、勤務時間規則第２５条の３第６項、幼稚園教育職員勤務時間規則第３０条の３第６項または学校教育職員勤務時間規則第３３条の３第６項に規定する第２号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第１号部分休業を承認することはできない。

第１５条第３項本文中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同項ただし書き中「子育て部分休暇」を「第１号子育て部分休暇」に、「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条に次の１項を加える。

４　勤務時間条例第１８条第２項の規定に基づく規則の規定による第２号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている非常勤職員については、第１号部分休業を承認することはできない。

　第１５条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第１５条の２　育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

⑴　１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

⑵　第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

２　勤務時間規則第２５条の３第４項、幼稚園教育職員勤務時間規則第３０条の３第４項、学校教育職員勤務時間規則第３３条の３第４項または勤務時間条例第１８条第２項の規定に基づく規則に規定する第１号子育て部分休暇の申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第２号部分休業を承認することはできない。

（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第１５条の３　育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第１５条の４　育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、勤務時間規則第２５条の３第６項、幼稚園教育職員勤務時間規則第３０条の３第６項、学校教育職員勤務時間規則第３３条の３第６項または勤務時間条例第１８条第２項の規定に基づく規則に規定する第２号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員については、当該各号に定める時間から当該第２号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間とする。

⑴　非常勤職員以外の職員　７７時間３０分

⑵　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に１分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に１０を乗じて得た時間

（育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情）

第１５条の５　育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

　第１６条中「部分休業」を「育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業」に改める。

　第１７条中「第１１条の規定は、部分休業について準用する」を「育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする」に改める。

第１８条を第２０条とし、第１７条の次に次の２条を加える。

（妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等）

第１８条　任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したことその他これに準ずるものとして規則で定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

２　任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第１９条　任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　職員に対する育児休業に係る研修の実施

⑵　育児休業に関する相談体制の整備

⑶　前２号に掲げる措置のほか、規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

　　　付　則

１　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第１９条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和８年３月３１日までの間における育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第１５条の４の規定の適用については、同条第１号中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と、同条第２号中「１０」とあるのは「５」とする。

　（説明）部分休業の取得形態を見直すほか、職員の育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置等を定める必要がある。